



平成 22 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 バリューコマース株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 プライアン ネルソン  
(コード番号 2491 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役最高財務責任者 高橋 敬一  
(TEL . 03 - 4590 - 3600)

## 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容について、平成 22 年 3 月 25 日開催予定の第 14 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### ．ストック・オプション報酬を導入する目的と定時株主総会への付議について

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えるための相応な手段として、当社取締役(ただし、社外取締役は含まない。)に対する報酬として譲渡制限新株予約権を用いたストック・オプションの付与を行うことといたしたく、ストック・オプションにかかる報酬につき、ご承認をお願いするものであります。

#### ．議案の内容

##### 1．ストック・オプションにかかる報酬額

当社の取締役の報酬額は、平成 13 年 3 月 29 日開催の第 5 期定時株主総会において年額 200,000 千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まない。)とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬限度額とは別枠で、50,000 千円の範囲でストック・オプション報酬を付与するものとします。

なお、対象となる取締役の員数は、定時株主総会で取締役選任議案が承認されることを前提として、3 名を予定しております。

##### 2．ストック・オプションとして用いる新株予約権の内容等

上記金額の範囲内でストック・オプションとして発行する新株予約権の内容の概要は次のとおりとし、具体的な発行要領は取締役会の新株予約権発行決議により決定するものとします。なお、ストック・オプション付与の方法は、金銭の払込みを要しないものとして新株予約権を支給する方法(現物方式)または、オプション評価モデルにより定める新株予約権の公正価額と同額の払込みを行うものと定める一方、当該金額に相当する金銭報酬を支給するものとし、払込請求権と報酬請求権を相殺する方法(相殺方式)のいずれかによるものとします。

##### (1) 新株予約権の目的たる株式の総数

ストック・オプションとして割当てする新株予約権の目的たる株式の数は、当社普通株式 3,800 株を上限とする(新株予約権 1 個当たり 1 株)。また、割当てする新株予約権の個数が上限に達しない場合であっても、報酬額

の上限に達した場合、以降の割当では行わないものとする。

(2) 新株予約権を割当てる日

新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)は、平成22年3月25日から平成23年3月24日の内に開催される取締役会において定める。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は次により決定される1株当たりの払込みをすべき金額に割当て株式数を乗じた金額とする。1株当たりの払込みをすべき金額は、割当日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)または割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)のいずれか高い金額とする。なお、割当日後に当社が株式の分割、株式の併合、株式無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行う。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日から5年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(7) その他

その他の募集事項および細目(上記(1)から(6)までの事項におけるその他の事項を含む。)については、取締役会の決議によって定める。

以 上